

山元町都市計画審議会

日時：令和4年4月27日(水)

午後4時から

場所：中央公民館2階 会議室

次 第

任命書交付

1 開 会

2 委員紹介

3 都市計画審議会について

4 審議事項

(1) 会長の選出

(2) 議案：(有)安田工務店一般廃棄物処理施設の設置許可について

5 その他

6 閉 会

山元町都市計画審議会条例（昭和56年3月25日条例第7号）

最終改正:平成12年3月24日条例第30号

改正内容:平成12年3月24日条例第30号

○山元町都市計画審議会条例

昭和56年3月25日条例第7号

改正

平成3年3月12日条例第6号

平成12年3月24日条例第30号

山元町都市計画審議会条例

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、都市計画行政の円滑な運営を図るため、山元町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- （1）本町が定める都市計画に関すること。
- （2）都市計画について本町が提出する意見に関すること。
- （3）その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

（組織等）

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって組織する。

- （1）学識経験のある者 5名
- （2）町議会の議員 3名
- （3）住民を代表する者 3名

2 前項の委員の任期は2年とする。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会に庶務を処理するため書記を置く。

2 書記は、町職員のうちから町長が任命する。

3 書記は、会長の命を受け会務を処理する。

（報酬）

第8条 委員の報酬は「山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」別表に定めるその他の委員を適用する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月12日条例第6号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第30号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項、第2項及び第5条第1項の規定は、平成13年5月1日から施行する。

特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条ただし書き

都市計画案：別紙のとおり

特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

施 設 名 称		(有)安田工務店 産業廃棄物中間処理施設		
建築主住所・氏名		亘理郡山元町山寺字西頭無 43 番地の 46 (有)安田工務店 代表取締役 安田 健		
敷地	位 置	亘理郡山元町山寺字白川 19-3, 19-4, 19-11, 34-1, 35-22 の一部, 34-1 地先水の一部		
	面 積	4,038.39 m ²		
	用途地域	指定なし		
建築物	用 途	産業廃棄物中間処理施設及び一般廃棄物処理施設		
	工事種別等	用途変更		
	構造, 規模等	管理事務所 鉄骨造平屋建 延べ面積 37.89 m ²		
処理施設	処理内容 及び 処理能力	【産業廃棄物中間処理施設及び一般廃棄物処理施設（破砕）】		
		品目	処理量 (t / 日)	許可が必要となる 処理量 (t / 日)
		ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	4 0 0	5
		がれき類	4 0 0	5
	処理方法	破砕		

参考資料

1 都市計画審議会とは

① 概要

都市計画審議会とは、地方自治体が都市計画を定めるにあたり、都市計画法に基づき、その案を調査・審議する機関。

都市計画は、町の将来の姿を決めるものであり、かつ、土地に関する権利に制限を加えるものであるため、学識経験者や住民等からなる都市計画審議会を設置のうえ、都市計画を決める前にその案について調査・審議することとしている。

山元町では、昭和 56 年(1981)に山元町都市計画審議会条例が制定され、都市計画案の審議を行っている。

② 委員構成, 任期等

(委員構成)

- ・学識経験のある者 5 名
- ・町議会の議員 3 名
- ・住民を代表する者 3 名 計 11 名

(任期)

2 年とし再選できる。

令和 2 年 11 月 1 日～令和 4 年 10 月 31 日

※任期開始時に任命書交付式を行う予定であったが、コロナ禍(第 3 波)により、任期内に審議案件があった場合に任命書を交付することとして、本日任命書の交付を行う。

(会長、会議)

委員の互選により定める。審議会は会長が招集し、会長が議長となる。

③ 審議内容の例

- ・用途地域の決定・変更
- ・地区計画の決定・変更 (新市街地)
- ・都市施設の決定・変更 (都市計画下水道等)
- ・主要な公園の位置や規模 (牛橋公園)
- ・都市計画の基本方針 (都市計画マスタープラン)
- ・建築基準法第 51 条ただし書き  今回審議

2 一般廃棄物処理施設の設置における関係法令

○：許可が必要な法令

都市計画区域	区域内		区域外	
区域要件／対象面積	線引き1,000㎡未満 非線引き3,000㎡未満	線引き1,000㎡以上 非線引き3,000㎡以上	10,000㎡未満	10,000㎡以上
廃棄物処理法 (第8条設置許可)	○	○ 審議後申請	○	○
建築基準法 (第51条ただし書き許可)	○	○ 今回審議		
都市計画法 (第29条開発許可)		○ H29許可済み		○

山元町 … 都市計画法 都市計画区域内

非線引き（市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域の線引きがない）

敷地面積 … 4,038.39 ㎡（3,000 ㎡以上）

上表のとおり、主に3つの法令について許可が必要となる。

① 廃棄物処理法(第8条)

一般廃棄物処理施設を設置するためには県知事の許可を得なければならない。

☞ 安田工務店が県に許可を申請、建築基準法第51条ただし書き許可を得なければ、一般廃棄物処理施設の設置許可が下りない。

② 建築基準法(第51条ただし書き)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設（＝廃棄物処理施設）の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においてはこの限りでない。

☞ 今回はこの条文に基づく審議

③ 都市計画法(第29条)

都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。

☞ 現在営業を行っている産業廃棄物処理施設の設置時(平成 29 年)に開発許可を県から取得済み。

今回の申請については、従来の施設に一般廃棄物処理施設の機能を追加するものであり、新たに事務所を増築するものではなく、敷地を拡張するものでもないことなどから、許可取得の必要はなし。

3 許可申請理由

(有)安田工務店では、平成 29 年 4 月に産業廃棄物処理施設の設置許可を取得し、産業廃棄物の破碎と再利用によるリサイクル事業を行っている。

許可年月日	平成 29 年 4 月 6 日
施設の種類	がれき類の破碎施設
処理する産業 廃棄物の種類	①ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ②がれき類
処理方法・能力	破碎機による破碎 (400 t / 日)

昨年 2 月の地震時には、一般家庭から排出された災害による廃棄物 (= 一般廃棄物) も処理してほしいといった要望が多く寄せられ、当時は県への特例申請を経て処理を行った。

一般廃棄物処理施設の設置許可を得ることで、今後は上表の 2 種類の廃棄物を事業活動以外から発生したものでも常時処理を行うことができるようになるため、許可申請を行うものである。

※産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物で 20 種類に分類される。

「事業活動」… 製造業や建設業等に限定されるのではなく、商業活動や水道事業等も含まれる。

※事業活動により発生したもの以外は、全て一般廃棄物の扱いとなる。

災害で発生した廃棄物も一般廃棄物となることから、一般廃棄物処理施設の設置許可を得ることで、特例申請を行わずとも処理が可能となる。

4 周辺環境

① 立地条件

- ・津波防災区域（第1種）であり、新たな住宅の新築ができない地域となっている。
- ・100m 範囲内には数軒の住宅が残っているが、居住している住宅は1軒であり、その他は空き家となっている。
- ・周辺に教育施設や医療施設等はない。
- ・搬出入道路となる前面道路は、通学路には指定されておらず、出入口南北の見通しも良好である。また、新県道の開通に伴って、交通量はほとんど無い状況である。

② これまでに受けた苦情

- ・特になし

③ 周辺対策

- ・破碎機周辺と敷地全周を高さ3m程度の万能板で囲い、粉塵や騒音対策を行っている。
- ・塩釜保健所岩沼出張所の指導により、敷地境界4か所で騒音計を用いて計測を行い、保健所の現地確認の際には測定値を開示している。

以 上

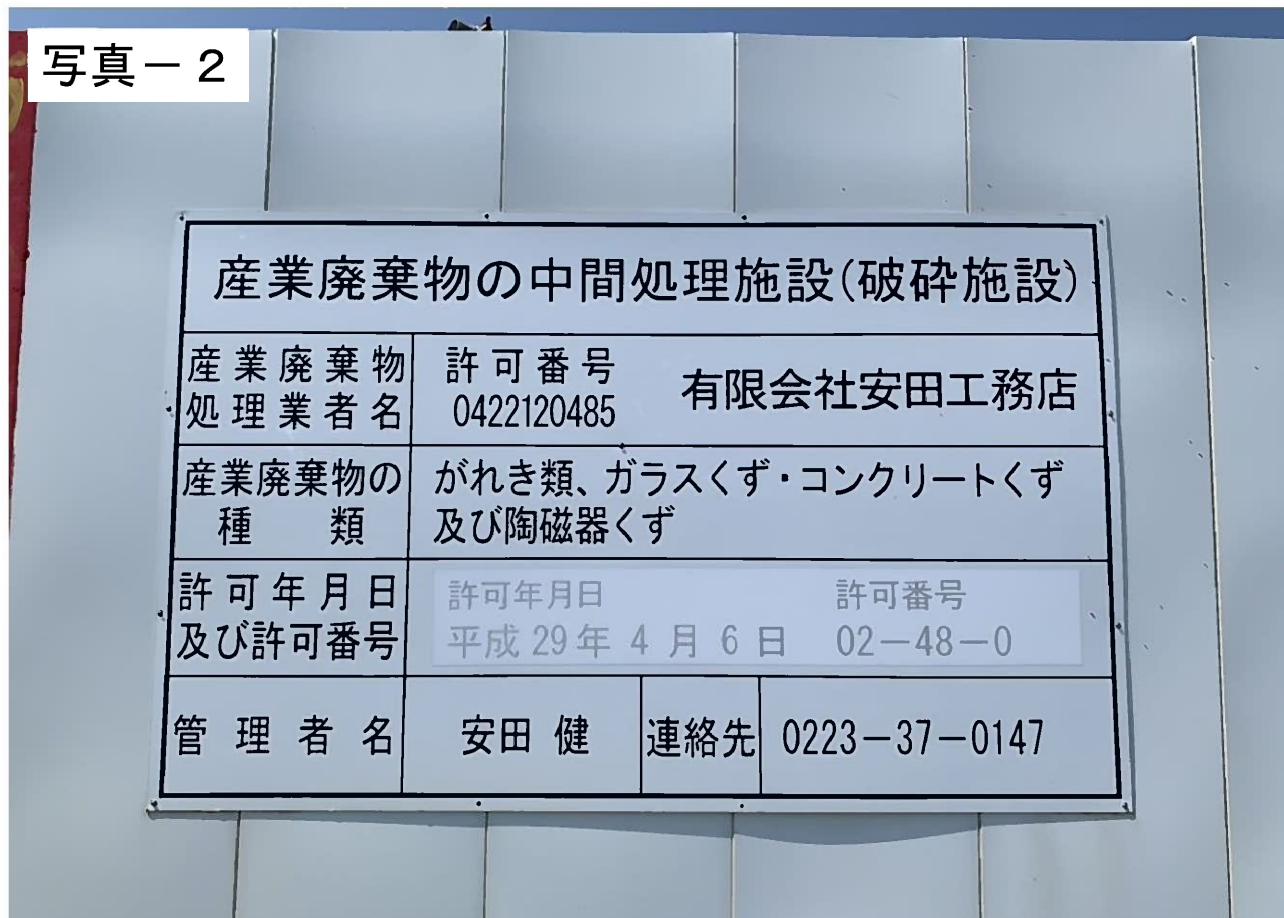
写真－1



写真－3



写真－2



写真－4



写真－ 5



写真－ 7



写真－ 6



写真－ 8

